



宮崎県公報

平成21年7月7日(火曜日)号外第44号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市高洲町222番地
合資会社愛文社印刷所

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年36,000円

目次

条 例	頁		頁
○知事の退職手当の特例に関する条例……………(人事課) 2		改正する条例……………(税務課) 8	
○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の 一部を改正する条例……………(行政経営課) 2		○宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例……………(障害福祉課) 10	
○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条 例……………(財政課) 3		○公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例……………(衛生管理課) 10	
○県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を		○宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例……………(山村・木材振興課) 11	
		○みつばち転飼取締条例の一部を改正する条例……………(畜産課) 12	
		○地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一 部を改正する条例……………(警察本部) 12	
		○宮崎県警察本部の内部組織に関する条例の一部 を改正する条例……………() 12	

本号で公布された条例のあらまし

◎ 知事の退職手当の特例に関する条例(条例第28号)

1 制定の理由及び主な内容

厳しい社会経済情勢下において、県をあげて行財政改革に取り組んできている中、知事の今任期に係る退職手当の額を50%減額することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第29号)

1 改正の理由及び主な内容

知事の権限に属する事務のうち、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画の認定に係る申請の受理等の事務を市町村に移譲するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第30号)

1 改正の理由及び主な内容

介護保険法及び同法施行規則の改正により関連する手数料について所要の改正を行うとともに、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等を新設することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第31号)

1 改正の理由及び主な内容

関西文化学術研究都市建設促進法第11条の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令の施行に伴い、過疎地域自立促進特別措置法等に基づく県税の課税免除又は不均一課税の適用期間を延長するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用することとしました。

◎ 宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例(条例第32号)

1 制定の理由及び主な内容

現下の厳しい経済情勢を踏まえ、自殺対策の緊急強化を図るため、宮崎県地域自殺対策緊急強化基金を設置することとしま

した。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例 (条例第33号)

1 改正の理由及び主な内容

一般公衆浴場及び特殊公衆浴場において、個室浴室の家族単位等での利用を可能とするため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例 (条例第34号)

1 制定の理由及び主な内容

間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業、木材産業等の地域産業の再生を図るため、宮崎県森林整備加速化・林業再生基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ みつばち転飼取締条例の一部を改正する条例 (条例第35号)

1 改正の理由及び主な内容

日南市、北郷町及び南郷町が合併し新たな日南市が設置されたことに伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (条例第36号)

1 改正の理由及び主な内容

人事院規則が改正されたことを踏まえ、国の措置に準じて、地方警察職員の特殊勤務手当を改定するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例 (条例第37号)

1 改正の理由及び主な内容

警察法施行令の一部改正に伴い、警察本部警務部の所掌事務に被疑者の取調べの適正を確保するための監督に関する業務を加えるため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

知事の退職手当の特例に関する条例をここに公布する。

平成21年7月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第28号

知事の退職手当の特例に関する条例

この条例の施行の日に在職する知事が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する同日を含む任期に係る退職手当の額は、知事等の退職手当に関する条例（昭和46年宮崎県条例第48号）第3条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月7日

宮崎県条例第29号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成11年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事	務	市町村	事	務	市町村
[略]			[略]		
22	[略]		22	[略]	
			<u>22の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）の規定による申請、報告等の受理に関する事務</u>		各市町村（ <u>都城市、延岡市及び日向市を除く。</u> ）
[略]			[略]		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第30号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
(手数料)						(手数料)					
第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。						第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。					
(1)～(452)の2 [略]						(1)～(452)の2 [略]					
						<u>(452)の3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項、第2項又は第3項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</u>					
						<u>(452)の4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</u>					
						<u>(452)の5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査 長期優良住宅建築等計画の譲受人決定に係る変更認定申請手数料</u>					
						<u>(452)の6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく認定計画実施者の地位の承継の承認の申請に対する審査 長期優良住宅建築等認定計画実施者の地位の承継承認申請手数料</u>					
(453) [略]						(453) [略]					
2～5 [略]						2～5 [略]					
別表第2（第3条関係）						別表第2（第3条関係）					
手数料	区	分	単位	金額	備考	手数料	区	分	単位	金額	備考
[略]						[略]					

優良住宅建築等計画認定申請手数料	促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下「事前審査適合計画」という。）であることを証明する書類の提出がある場合	る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	1戸を	同	13,000円	優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、当該建築物の床面積の区分並びに建築設備及び工作物の件数に応じ、393の項に掲げる金額を加える。		
			を超え5戸以下	同	23,000円			
			5戸を超え10戸以下	同	34,000円			
			10戸を超え25戸以下	同	63,000円			
			25戸を超え50戸以下	同	108,000円			
			50戸を超え100戸以下	同	178,000円			
			100戸を超え200戸以下	同	219,000円			
			200戸を超え300戸以下	同	234,000円			
			300戸を超	同				
			事前審査適合計画であることを証明する書類の提出がない場合	同	1戸		同	51,000円
			1戸を超え5戸以下	同	121,000円			
			5戸を超え10戸以下	同	194,000円			
			10戸を超え25戸以下	同	384,000円			
25戸を超え50戸以下	同	687,000円						
50戸を超え100戸以下	同	1,181,000円						
100戸	同	2,187,000円						

			を 超 え 200 戸 以 下			
			200戸 を 超 え 300 戸 以 下	同	3,127,000円	
			300戸 超	同	3,832,000円	
452の4	基本額	認定申 請に係 る住宅	1戸	建築物 1棟に つき	7,000円	当該認定に 併せて長期 優良住宅の
長期 優良住 宅建築 等計画 変更認 定申請 手数料		がその 全部又 は一部 をなす 建築物 の住宅 の戸数	1戸を 超え5 戸以下	同	13,000円	普及の促進 に関する法 律第8条第
			5戸を 超え10 戸以下	同	23,000円	2項におい て準用する 同法第6条
			10戸を 超え25 戸以下	同	34,000円	第2項の規 定により建 築基準関係
			25戸を 超え50 戸以下	同	63,000円	規定に適合 するかどう かの審査を
			50戸を 超え1 00戸以 下	同	108,000円	受けるよう 申し出る場 合にあって は、当該建
			100戸 を 超 え 200 戸 以 下	同	178,000円	築物の床面 積の区分並 びに建築設 備及び工作
			200戸 を 超 え 300 戸 以 下	同	219,000円	物の件数に 応じ、393 の項に掲げ る金額を加 える。
			300戸 超	同	234,000円	
	長期優良 住宅の普 及の促進 に関する 法律第6 条第1項 第1号に 掲げる基 準に係る 変更があ る場合（ 変更後の 長期優良 住宅建築 等計画が 事前審査	同	1戸	同	38,000円	
			1戸を 超え5 戸以下	同	97,000円	
			5戸を 超え10 戸以下	同	153,000円	
			10戸を 超え25 戸以下	同	316,000円	
			25戸を 超え50 戸以下	同	578,000円	
			50戸を 超え1 00戸以	同	1,016,000円	

						適合計画	下		
						である場	100戸	同	1,906,000円
						合を除く	を超え		
						。)の加	200戸		
						算額	以下		
							200戸	同	2,770,000円
							を超え		
							300戸		
							以下		
							300戸	同	3,426,000円
							超		
							長期優良	同	1戸
	住宅の普		1戸を	同	11,000円				
	及の促進		超え5						
	に関する		戸以下						
	法律第6		5戸を	同	16,000円				
	条第1項		超え10						
	第2号、		戸以下						
	第4号又		10戸を	同	32,000円				
	は第5号		超え25						
	に掲げる		戸以下						
	基準に係		25戸を	同	44,000円				
	る変更が		超え50						
	ある場合		戸以下						
	(変更後		50戸を	同	55,000円				
	の長期優		超え1						
	良住宅建		00戸以						
	築等計画		下						
	が事前審		100戸	同	99,000円				
	査適合計		を超え						
	画である		200戸						
	場合を除		以下						
	く。)の		200戸	同	131,000円				
	加算額		を超え						
			300戸						
			以下						
			300戸	同	164,000円				
			超						
	452の5		1件に		7,000円				
	長期		つき						
	優良住								
	宅建築								
	等計画								
	の譲受								
	人決定								
	に係る								
	変更認								
	定申請								
	手数料								
	452の6		1件に		7,000円				
	長期		つき						
	優良住								
	宅建築								
	等認定								

[略]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">計画実 施者の 地位の 承継承 認申請 手数料</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	計画実 施者の 地位の 承継承 認申請 手数料						[略]					
計画実 施者の 地位の 承継承 認申請 手数料													
[略]													

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第31号

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

県税の課税免除等の特例に関する条例（昭和39年宮崎県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（低開発地区等における県税の課税免除）</p> <p>第2条 低開発地区において第1号に掲げる期間内に租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成14年法律第15号。以下「平成14年改正法」という。）附則第7条第7項若しくは第23条第10項の規定によりなおその効力を有することとされる平成14年改正法による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「租税法」という。）第12条第1項の表の第1号若しくは第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備、過疎地域において第2号に掲げる期間内に過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）第1条第1項第1号イに規定する設備、指定工業等導入地区において第3号に掲げる期間内に所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号。以下「平成16年改正法」という。）附則第25条第5項若しくは第40条第8項の規定によりなおその効力を有することとされる平成16年改正法による改正前の租税法第12条第1項の表の第1号若しくは第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備（自治省令第26号第2条に規定する設備に限る。）又は指定離島振興地域において第4号に掲げる期間内に離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）第1条第1項第1号イに規定する設備（以下「低開発地域等特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に対して課すべき事業税、不動産取得税及び固定資産税、過疎地域において畜産業若しくは水産業を行う個人又は指定離島振興地域において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人の、これらの地域が過疎地域又は指定離島振興地域として公示された日（指定離島振興地域にあっては、その日が平成5年4月1日前である場合には、同日）の属する年以後の各年の所得に対して課すべき事業税並びに同意集積区域において第5号に掲げる期間内に承認企業立地計画に従って総務省令第94号第3条に規定する対象施設（以下「指定集積事業対象施設」という。）を設置した指定集積事業者に対して課すべき不動産取得税及び固定資産税は、次条から第5条までに定めるところにより、当該課税を免除するものとする。</p> <p>(1) [略]</p>	<p style="text-align: center;">（低開発地区等における県税の課税免除）</p> <p>第2条 低開発地区において第1号に掲げる期間内に租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成14年法律第15号。以下「平成14年改正法」という。）附則第7条第7項若しくは第23条第10項の規定によりなおその効力を有することとされる平成14年改正法による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「租税法」という。）第12条第1項の表の第1号若しくは第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備、過疎地域において第2号に掲げる期間内に過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）第1条第1項第1号イに規定する設備、指定工業等導入地区において第3号に掲げる期間内に所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号。以下「平成16年改正法」という。）附則第25条第5項若しくは第40条第8項の規定によりなおその効力を有することとされる平成16年改正法による改正前の租税法第12条第1項の表の第1号若しくは第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備（自治省令第26号第2条に規定する設備に限る。）又は指定離島振興地域において第4号に掲げる期間内に離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）第1条第1項第1号イに規定する設備（以下「低開発地域等特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に対して課すべき事業税、不動産取得税及び固定資産税、過疎地域において畜産業若しくは水産業を行う個人又は指定離島振興地域において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人の、これらの地域が過疎地域又は指定離島振興地域として公示された日（指定離島振興地域にあっては、その日が平成5年4月1日前である場合には、同日）の属する年以後の各年の所得に対して課すべき事業税並びに同意集積区域において第5号に掲げる期間内に承認企業立地計画に従って総務省令第94号第3条に規定する対象施設（以下「指定集積事業対象施設」という。）を設置した指定集積事業者に対して課すべき不動産取得税及び固定資産税は、次条から第5条までに定めるところにより、当該課税を免除するものとする。</p> <p>(1) [略]</p>

(2) 過疎地域として公示された日から平成21年3月31日までの期間（当該過疎地域が過疎地域でなくなったときは、当該公示の日から過疎地域でなくなった日までの期間）

(3) [略]

(4) 指定離島振興地域として公示された日（その日が平成5年4月1日前である場合には、同日。以下同じ。）から平成21年3月31日までの期間（当該指定離島振興地域が指定離島振興地域でなくなったときは、指定離島振興地域として公示された日から指定離島振興地域でなくなった日までの期間）

(5) 企業立地促進法第5条第5項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意の日（当該同意の日が平成21年3月31日までに行われたものに限る。以下「産業集積基本計画の同意日」という。）から起算して5年間（同意集積区域が同意集積区域でなくなったときは、産業集積基本計画の同意日から同意集積区域でなくなった日までの期間）

（指定半島振興地域等における県税の不均一課税）

第6条 指定半島振興地域において第1号に掲げる期間内に半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号。以下「自治省令第16号」という。）第1条第1号に規定する特別償却設備（以下「半島振興地域特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に対して課する事業税、不動産取得税及び固定資産税、新産業都市区域において第2号に掲げる期間内に一の工業生産設備（ガス製造又は発電に係る設備を含む。）でこれを構成する建物及びその付属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車輛及び運搬具並びに工具、器具及び備品の取得価額の合計額が7億円を超え、かつ、これを当該事業の用に供したことに伴って増加する雇用者（日々雇入れられる者を除く。）の数が50人を超えるもの（以下「工業生産設備」という。）を新設し、又は増設した者、重点整備地区において第3号に掲げる期間内にリゾート法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる施設に該当する特定民間施設のうち総合保養地域整備法第9条の地方公共団体等を定める省令（昭和62年自治省令第33号。以下「自治省令第33号」という。）第2条第1項に定めるもの（同条第2項に規定する対象施設で同条第1項第1号中「1億円」とあるのは「2億円」と読み替えた場合における同項各号に掲げる要件に該当するものに限る。）で、かつ、当該設置した特定民間施設の用に供するものうち租税法第11条の4第1項又は第44条の5第1項の規定の適用を受けるもの（以下「特定余暇施設」という。）を承認基本構想に従って設置した者、拠点地区において第4号に掲げる期間内に教養文化施設等のうち地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第12条及び第36条の地方公共団体等を定める省令（平成5年自治省令第20号。以下「自治省令第20号」という。）第3条に定めるもの（以下「特定教養文化施設等」という。）を設置した者並びに中心市街地において第6号に掲げる期間内に商業基盤施設のうち中心市街地の活性化に関する法律第48条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成11年自治省令第9号。以下「自治省令第9号」という。）第2条第1項に規定するもの（以下「中心市街地商業基盤施設」という。）を設置した者に対して課する不動産取得税及び固定資産税、地方拠点法第6条第3項に規定する拠点地区（以下「業務拠点地区」という。）において第4号に掲げる期間内に産業業務施設のうち自治省令第20号第2条に定めるもの（以下「特定産業

(2) 過疎地域として公示された日から平成22年3月31日までの期間（当該過疎地域が過疎地域でなくなったときは、当該公示の日から過疎地域でなくなった日までの期間）

(3) [略]

(4) 指定離島振興地域として公示された日（その日が平成5年4月1日前である場合には、同日。以下同じ。）から平成23年3月31日までの期間（当該指定離島振興地域が指定離島振興地域でなくなったときは、指定離島振興地域として公示された日から指定離島振興地域でなくなった日までの期間）

(5) 企業立地促進法第5条第5項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意の日（当該同意の日が平成23年3月31日までに行われたものに限る。以下「産業集積基本計画の同意日」という。）から起算して5年間（同意集積区域が同意集積区域でなくなったときは、産業集積基本計画の同意日から同意集積区域でなくなった日までの期間）

（指定半島振興地域等における県税の不均一課税）

第6条 指定半島振興地域において第1号に掲げる期間内に半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号。以下「自治省令第16号」という。）第1条第1号に規定する特別償却設備（以下「半島振興地域特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に対して課する事業税、不動産取得税及び固定資産税、新産業都市区域において第2号に掲げる期間内に一の工業生産設備（ガス製造又は発電に係る設備を含む。）でこれを構成する建物及びその付属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車輛及び運搬具並びに工具、器具及び備品の取得価額の合計額が7億円を超え、かつ、これを当該事業の用に供したことに伴って増加する雇用者（日々雇入れられる者を除く。）の数が50人を超えるもの（以下「工業生産設備」という。）を新設し、又は増設した者、重点整備地区において第3号に掲げる期間内にリゾート法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる施設に該当する特定民間施設のうち総合保養地域整備法第9条の地方公共団体等を定める省令（昭和62年自治省令第33号。以下「自治省令第33号」という。）第2条第1項に定めるもの（同条第2項に規定する対象施設で同条第1項第1号中「1億円」とあるのは「2億円」と読み替えた場合における同項各号に掲げる要件に該当するものに限る。）で、かつ、当該設置した特定民間施設の用に供するものうち租税法第11条の4第1項又は第44条の5第1項の規定の適用を受けるもの（以下「特定余暇施設」という。）を承認基本構想に従って設置した者、拠点地区において第4号に掲げる期間内に教養文化施設等のうち地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第12条及び第36条の地方公共団体等を定める省令（平成5年自治省令第20号。以下「自治省令第20号」という。）第3条に定めるもの（以下「特定教養文化施設等」という。）を設置した者並びに中心市街地において第6号に掲げる期間内に商業基盤施設のうち中心市街地の活性化に関する法律第48条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成11年自治省令第9号。以下「自治省令第9号」という。）第2条第1項に規定するもの（以下「中心市街地商業基盤施設」という。）を設置した者に対して課する不動産取得税及び固定資産税、地方拠点法第6条第3項に規定する拠点地区（以下「業務拠点地区」という。）において第4号に掲げる期間内に産業業務施設のうち自治省令第20号第2条に定めるもの（以下「特定産業

業務施設」という。)を設置した者に対して課する固定資産税並びに第5号に掲げる期間内に地方拠点法第33条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による認定を受けた移転計画(以下「移転計画」という。)に従って同条第1項に規定する過度集積地域内にある産業業務施設を業務拠点地区に移転した地方拠点法第34条に規定する認定事業者で当該移転により当該業務拠点地区において特定産業業務施設を設置したのものに対して課する不動産取得税は、次条から第8条までに定めるところにより、不均一課税をするものとする。

(1) 指定半島振興地域として公示された日(その日が昭和61年6月27日前である場合には、同日。以下同じ。)から平成21年3月31日までの期間(当該指定半島振興地域が指定半島振興地域でなくなったときは、当該公示の日から指定半島振興地域でなくなった日までの期間)

(2)～(6) [略]

業務施設」という。)を設置した者に対して課する固定資産税並びに第5号に掲げる期間内に地方拠点法第33条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による認定を受けた移転計画(以下「移転計画」という。)に従って同条第1項に規定する過度集積地域内にある産業業務施設を業務拠点地区に移転した地方拠点法第34条に規定する認定事業者で当該移転により当該業務拠点地区において特定産業業務施設を設置したのものに対して課する不動産取得税は、次条から第8条までに定めるところにより、不均一課税をするものとする。

(1) 指定半島振興地域として公示された日(その日が昭和61年6月27日前である場合には、同日。以下同じ。)から平成23年3月31日までの期間(当該指定半島振興地域が指定半島振興地域でなくなったときは、当該公示の日から指定半島振興地域でなくなった日までの期間)

(2)～(6) [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の県税の課税免除等の特例に関する条例の規定は、平成21年4月1日から適用する。

宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例をここに公布する。

平成21年7月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第32号

宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例

(設置)

第1条 現下の厳しい経済情勢を踏まえ、地域における自殺対策の緊急強化を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき、宮崎県地域自殺対策緊急強化基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第33号

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

公衆浴場法施行条例(平成15年宮崎県条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

別表第 1 (第 3 条関係)

1 一般公衆浴場の構造設備の基準

(1) 浴室、脱衣室及びサウナ室(サウナ設備を含む。以下同じ。)は、男女別であり、浴室及び脱衣室の床面の照度は、150ルクス以上となる構造であること。

(2)～(21) [略]

2 特殊公衆浴場の構造設備の基準

(1)・(2) [略]

(3) 浴室及び脱衣室の出入口の戸には、錠が設けられていないこと。

(4) [略]

3 個室付公衆浴場の構造設備の基準

(1) 第 1 号(1)、(7)及び(10)から(21)まで並びに前号(2)及び(3)に定める基準が満たされていること。

(2)～(5) [略]

別表第 2 (第 6 条関係)

1 換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生(次号及び第 3 号に定めるものを除く。)及び風紀に必要な措置の基準

(1)～(10) [略]

(11) 8 歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、介助を必要とする者が入浴する場合等であって、公衆衛生上及び風紀上支障がないと知事が認めたときは、この限りでない。

(12)・(13) [略]

2・3 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例をここに公布する。

平成21年7月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第34号

宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例

(設置)

第 1 条 地球温暖化防止に向けた森林による二酸化炭素の吸収の推進と木材及び木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現が求められる中で、間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業、木材産業等の地域産業の再生を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 241 条の規定に基づき、宮崎県森林整備加速化・林業再生基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

みつばち転飼取締条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第35号

みつばち転飼取締条例の一部を改正する条例

みつばち転飼取締条例（昭和31年宮崎県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
<p>(許可)</p> <p>第3条 業としてみつばちの飼育を行う者（以下「養ほう業者」という。）は、次に掲げる区域の境界を越えて転飼しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">転 飼 地 区 名</th> <th style="width: 50%;">区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>南那珂転飼地区</td> <td>日南市、串間市及び南那珂郡</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p>	転 飼 地 区 名	区 域	[略]		南那珂転飼地区	日南市、串間市及び南那珂郡	[略]		<p>(許可)</p> <p>第3条 業としてみつばちの飼育を行う者（以下「養ほう業者」という。）は、次に掲げる区域の境界を越えて転飼しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">転 飼 地 区 名</th> <th style="width: 50%;">区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>南那珂転飼地区</td> <td>日南市及び串間市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p>	転 飼 地 区 名	区 域	[略]		南那珂転飼地区	日南市及び串間市	[略]	
転 飼 地 区 名	区 域																
[略]																	
南那珂転飼地区	日南市、串間市及び南那珂郡																
[略]																	
転 飼 地 区 名	区 域																
[略]																	
南那珂転飼地区	日南市及び串間市																
[略]																	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第36号

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和33年宮崎県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
<p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">作 業 の 区 分</th> <th style="width: 50%;">支 給 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3条第25号の作業</td> <td>1日につき 640円 (天皇又は皇后、皇太子若しくは皇太子妃の警衛の場合は、1,150円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	作 業 の 区 分	支 給 額	[略]		第3条第25号の作業	1日につき 640円 (天皇又は皇后、皇太子若しくは皇太子妃の警衛の場合は、1,150円)	[略]		<p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">作 業 の 区 分</th> <th style="width: 50%;">支 給 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3条第25号の作業</td> <td>1日につき 640円 (天皇又は皇后、皇太子、皇太子妃、文仁親王若しくは悠仁親王の警衛の場合は、1,150円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	作 業 の 区 分	支 給 額	[略]		第3条第25号の作業	1日につき 640円 (天皇又は皇后、皇太子、皇太子妃、文仁親王若しくは悠仁親王の警衛の場合は、1,150円)	[略]	
作 業 の 区 分	支 給 額																
[略]																	
第3条第25号の作業	1日につき 640円 (天皇又は皇后、皇太子若しくは皇太子妃の警衛の場合は、1,150円)																
[略]																	
作 業 の 区 分	支 給 額																
[略]																	
第3条第25号の作業	1日につき 640円 (天皇又は皇后、皇太子、皇太子妃、文仁親王若しくは悠仁親王の警衛の場合は、1,150円)																
[略]																	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第37号

宮崎県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県警察本部の内部組織に関する条例（昭和36年宮崎県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(警務部の所掌事務)</p> <p>第3条 警務部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5)～(22)</u> [略]</p>	<p>(警務部の所掌事務)</p> <p>第3条 警務部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。</u></p> <p><u>(6)～(23)</u> [略]</p>
<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	

